



NO! あらゆる ハラスメント

☎総務課総務法制係
73-9107

「小郡市ハラスメントの防止等に関する条例」を4月に施行します

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、人権を侵害する許されない行為です。安全や健康、豊かな生活を脅かすだけでなく、能力を十分に発揮する機会や可能性を奪うことにもつながります。

そのため、誰もがあらゆるハラスメントを受けない権利を有することを念頭に置き、ハラスメントを根絶し、未然に防止しなければなりません。

市は、誰もが対等な立場で相互に尊重するまちをつくとともに、あらゆるハラスメントのない公正かつ持続可能な社会の実現をめざすため、小郡市ハラスメントの防止等に関する条例を制定しました。条例は令和8年4月1日に施行します。

ハラスメントとは

暴言や暴行、脅迫、過度な要求、性的な言動、その他違法・不当な言動により、他者に身体的・心理的・性的・経済的な損害や不利益、苦痛を与える行為のこと

パワーハラスメント

職場での優越的な関係を背景に、相手に苦痛を与える言動のこと。

業務上明らかに必要なかったり、業務のための手段として不適切だったりする言動が当てはまり、労働者の就業環境が害されます。

セクシュアルハラスメント

相手が望まない性的な言動のこと。

性的な冗談やからかい・わいせつな画像の掲示・体への不必要な接触などの他、性的な事実関係を尋ねたり性的な内容の情報や噂を流したりすることも当てはまります。

カスタマーハラスメント

顧客などによる不当・悪質なクレームのこと。

過剰な要求や商品・サービスへの不当な言いがかりの他、長時間の電話や土下座の要求、インターネット上に従業員の情報を公開することなども当てはまります。

市は、あらゆるハラスメントのない公正で持続可能な社会の実現をめざして「小郡市ハラスメントの防止等に関する条例」を制定しました。

この条例はハラスメントのないまちづくりに向けたメッセージ性の高い条例で、市民の皆さんを対象にしたあらゆるハラスメントの防止に関する条例の制定は全国的に珍しく、県内自治体では初めての条例です。

条例では、市の責務として「支援体制の整備」を定めています。具体的な取り組みは3月議会に提案し、4月から進めていく予定です。

ハラスメントのないまちづくりを市民の皆さんと一緒に考え、住みやすく、さまざまな人が能力や意欲を生かして活動しやすいまちづくりを進めていきます。



小郡市長 加地良光

条例の内容を紹介します

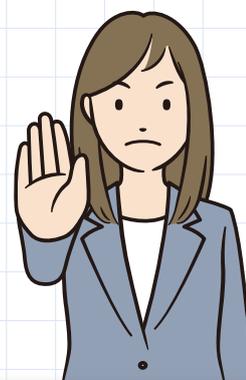
基本理念(第3条)

あらゆるハラスメントに関して、市・事業者・市民などが共通で認識する必要がある基本的な考え方を示しています。

- ▶あらゆるハラスメントは個人の尊厳等を不当に傷つける人権侵害で、個人の能力を十分に発揮する機会や可能性を奪います。また、事業者の安定した事業活動の継続にも影響を及ぼします。そのため、ハラスメントの防止は社会全体で取り組む必要があります
- ▶あらゆるハラスメントをしない、されない(自身に対するあらゆるハラスメントを許さない)、そして他者間のあらゆるハラスメントに関しても見逃さないという市民意識や社会風土を定着させることに重点を置く必要があります

あらゆるハラスメントの禁止(第4条)

ハラスメントは個人や市の努力だけで防げるものではなく、社会全体に「やってはならない」という認識を浸透させる必要があります。このため、あらゆるハラスメントの禁止について示しています。



責務(第5条～第7条)

市・事業者・市民などの責務を示しています。

市の責務

- ▶市民などや事業者に対し、あらゆるハラスメントの防止に関する情報提供、啓発及び教育を行います
- ▶相談窓口の設置や専門機関の紹介などの支援体制を整備します
- ▶ハラスメント防止施策を効果的に推進するため、関係機関等の意見を聴いて施策に反映します

事業者の責務

- ▶あらゆるハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組み、市が実施するハラスメント防止施策に協力するよう努めます
- ▶就業者が何らかのハラスメントを受けた場合には速やかに就業者の安全を確保し、ハラスメント行為を行った者に対して事実確認や調査、処分などの必要かつ適切な措置を講じます
- ▶就業者があらゆるハラスメントを行わないよう、研修を行うなど必要な措置を講ずるよう努めます

市民などの責務

- ▶あらゆるハラスメント問題に関心と理解を深め、自分自身の他人に対する言動に問題がないか注意を払うよう努めます
- ▶市や事業者が行うハラスメント防止施策に協力するよう努めます

条例の全文・詳細は市ホームページで閲覧できます

